

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 20 日

公益社団法人日本社会福祉士会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省医政局地域医療計画課

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の
入院時における支援者の付添いの受入れについて

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部局並びに各都道府県、指定都市及び中核市の障害保健福祉主管部局宛てに、別添写しのとおり発出しましたので、ご了知の上、関係者への周知方お願いいたします。